

学内の桜のつぼみはまだ固く、宮崎市の開花予想は 2 3 日 (日) のようです。昨年 4 月から月 1 回、「教職支援室便り」を発行して早 1 年になります。これまで 教員採用選考試験に関する情報や選考試験に向けて頑張っている学生・既卒者の様子を掲載してきました。次年度も月 1 回継続して発行していきます。

後 1 1 日で卒業式です。卒業生の皆さんには、宮崎公立大学の卒業生であるという自信と誇りをもって、これからの人生を着実に歩まれることを祈っています。また、これから出会う人との関係を大切に、元気にご活躍下さい。悩み事が生じた時は、いつでも連絡下さい。

新採 1 年目は、正式採用ではなく、条件附採用！

採用選考試験に合格し、4 月 1 日、市町村教育委員会から採用辞令が手交され、これで念願の教員になれた、正式採用になれたと喜んでいいのでしょうか。

地方公務員法第 2 2 条に、「臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において 6 月を勤務し、**その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする**。この場合において、人事委員会は、条件附採用の期間を 1 年に至るまで延長することができる」とあります。

また、子ども達の人格形成に関わる教諭については、教育公務員特例法第 1 2 条に、「公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師に係る地方公務員法第 2 2 条第 1 項に規定する採用については、**同項中「6 月」とあるのは「1 年」として同項の規定を適用する**」とあります。

ですから、採用選考試験に合格しても、教諭は 4 月 1 日から 1 年間、正式採用ではなく条件附採用なのです。1 年間その職務を良好な成績で遂行したとき初めて正式採用になります。

現在、各自治体が行っている「教員評価」の結果を条件附採用期間の勤務状況の判定に生かしている所が増えています。(文部科学省調査：平成 2 4 年度 2 5 / 6 7 教委)

条件附採用期間中、初任者研修を受講しなければならない

1 年間の条件附採用期間中に、教育公務員特例法第 2 3 条に定める初任者研修を受講することになります。教諭に採用されると、当然、採用当初から、大学で学んだことを基盤に、教科指導 (英語)、道徳、学級活動 (HR)、生徒指導、進路指導などを行わなければなりません。そのような指導に著しい支障が生じることなく実践できる資質能力が必要です。更に、学級経営等においても一通りの職務遂行能力が必要です。そこで、初任者の段階で 1 年間の初任者研修が実施されます。

※教育公務員特例法第 2 3 条 (初任者研修)：公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から 1 年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修 (以下「初任者研修」という。) を実施しなければならない。

【文部科学省資料から】

○初任者研修の目的

新規採用された教員に対して、採用の日から 1 年間、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、学級や教科・科目を担当しながらの実践的研修 (初任者研修) を行うことを目的とする。

○初任者研修の内容

1 校内研修：週 1 0 時間以上、年間 3 0 0 時間以上

<研修例>

- ・教員に必要な素養等に関する指導 ・初任者の授業を観察しての指導 ・授業を初任者に見せて指導
- 2 校外研修：年間25日以上
- <研修例>
- ・教育センター等での講義・演習 ・企業・福祉施設等での体験 ・青少年教育施設等での宿泊研修

新任教師が初任者研修修了(宮崎県)

2月14日(金)、宮崎県中学校英語教員に採用された方が、初任者研修修了の報告に、教職支援室を訪れてくれました。1年間の初任者研修を無事終え、全員の表情に笑みがこぼれていました。



《初任者研修を終えて》

○教職経験が無いまま現場に飛び込み、試行錯誤の繰り返しで、毎日が挑戦の日々でした。一年の月日はあっという間で、生徒の成長ぶりを感じるとともに、何も分からなかった最初の頃の自分を振り返ると、自分自身も成長できたと思います。生徒の笑顔のパワーに変えて、二年目も若さとパワーを活かして挑戦し続けます！（岡富中学校 黒木哲史先生）

○最後の初任者研修を終え、もうすぐ初任者としての1年が終わりに近づいています。研修を通して、自分の指導に関して様々な「気づき」が増えました。例えば、授業や生徒との関わりにおいて、研修で学んだものをあの時実践できたのではないかと、これからこのような場面で実行していこうと理論と実践を結び付けられるようになったということです。ゼロからのスタートということで、毎日反省の日々でしたが、課題としっかり向き合い、自分なりに改善しながら成長できたのではないのでしょうか。

「理論と実践は違う」とはよく耳にしますが、理論を知らずに、場当たりの指導になってはいけません。2年目からは初任者ではありませんが、初心を忘れず、これからもどん欲に学ぶ姿勢を忘れないで新たな課題に立ち向かっていきます。生徒に信頼される本当の教師になりたいです。

早くも後輩達が新たに初任者として現場に立ちますね。彼らに負けないようにこの一年間で学んだことをさらに昇華させていきたいと思っています。（高原中学校 宮崎卓也先生）

採用辞令受領後、サービスの宣誓を！

サービスの宣誓については、地方公務員法第31条において、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない」と定められています。この条文にあるように、サービスの宣誓とは、すでに公務員、教員に任命された者が具体的にその職務を遂行する前に、職務開始の要件として任命権者又は上級の公務員の面前でサービスの根本基準に則り職務に遂行することを確認し誓うことです。

また、自治体が定める「職員のサービスの宣誓に関する条例」には、新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別紙様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。更に、「新たに職員となった者に対する給与の支払行為は、この条例に定める宣誓が行われた後でなければしてはならない」と定めています。

ですから、採用辞令受領後、校長の面前において下記様式による宣誓書に署名してサービスの宣誓をしなければなりません。

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体すると共に公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

平成26年4月1日 氏名 ○○ ○○ 印

宮崎西中学校における英語学習アシスタント活動:5日間

平成20年度から宮崎西中学校にお願いして、教員志望の3年生に教育実習のプレ体験として「英語学習アシスタント活動」を実施しています。この活動は、宮崎西中学校で英語学習のアシスタントを行いながら現場教師の英語学習指導法や中学生の実態等を学び、教育実習に対する心構え等を形成することを目的としています。

この活動に対する学生の満足度は、かなり高いものがあり、今年度も、9名の学生が参加しました。

【感想】

○ 5日間で、生徒のサポートをしたり、給食指導や清掃指導に参加させて頂いたり、普段の大学生活の中では体験できない多くを体験でき、本当に良かった。授業は、生徒の様子を観察しながら、教師の指導も見ることができたためになった。現場の教師は、授業以外にも行うべき仕事が多山あることを知ることができ、教育実習前のとても貴重な体験となった。今回、このような機会を与えて頂いたことに感謝したい。《倉山》

○ 先生と生徒達のありのままの姿を身になって感じる事ができ、普段得られない貴重な経験ができた。この活動を教育実習に生かしたい。先生達は、50分の授業のために、プリント制作のためにどれだけの苦勞をしているのかということも知り、その苦勞の裏で、生徒たちの成長があるから頑張れるということも身を持って分かった。自分も必ず生徒をよく成長させる教師になろうと強く思った。《伊藤》

○ 最初行く前はとても緊張していたが、5日間のアシスタント活動を通して学校現場の現状や生徒の実態、そして何よりも生徒と触れあえたことが一番良かったと感じている。学級や学年によって教室・生徒の雰囲気も全然違ったり、それに合わせて教師が授業を工夫しながら行っている点が大変だなと感じた。また、授業の他に小テストや宿題の準備、生徒指導など1日がとても目まぐるしく、体力勝負だなと思った。しかし、生徒が名前を覚えてくれたり、質問をしてきてくれたりと積極的に話しかけてくれたりするので、緊張や疲れも吹き飛んでしまうくらいだった。改めて「教員になりたい」と思った。教育実習に向けて、ここで学んだことを生かしていきたい。《山本》

臨時的任用講師等について

教諭への道として、採用選考試験に合格できず臨時的任用講師（常勤講師）、非常勤講師として勤務した後に、教諭として採用された人も多くいます。現在、文部科学省の調査によりますと、採用者数における新規卒者は、中学校30%、高等学校23%です。ですから、ほとんどの受験者が臨時的任用講師等として勤務しながら、採用選考試験を受験しているということです。

臨時的任用講師等を希望する場合、希望する自治体の教育事務所や教育委員会に願書等を提出します。希望者は教育事務所・教育委員会の作成する名簿に登録され、これによって選考されることとなります。採用見込み者には、教育事務所・教育委員会から電話で打診があります。連絡が来る時期は、3月初旬が多く、打診では即決が求められます。「明日まで、時間を下さい」と答えたら、「分かりました。結構です」と教育事務所等は、次の人に打診していきます。

臨時的任用講師等の採用状況は、どの自治体でも採用枠の数倍の任用希望者がいるのが実情です。そのため登録しても確実に連絡がくるとは限りません。特に、英語の場合、他の教科よりも採用選考試験の受験者が多い分、登録者が多いため、厳しい状況があります。

臨時的任用講師(常勤講師)・非常勤講師とは

産前産後休暇、育児休業等の教員の補充のために、一般の教員と同様の勤務時間で勤務するのが臨時的任用講師です。当然、臨時的任用講師は校務分掌等も担当します。

また、担当する時間だけ勤務する非常勤講師があります。勤務する時間や報酬は、非常勤講師の種類によって異なります。

合格者からのメッセージ

【福岡市中学校英語：吉住 紀子さん】

私は、今年度の福岡市の教員採用試験に合格することができました。正直な気持ちを言えば、合格するとは思っていませんでした。2次試験において、思い描いていたことができず、自分の力を出し切ることができなかったと思ったからです。全く自信はありませんでした。試験直後、思うようにできなかったこと、山本先生に指導していただいたことをうまく表現できなかったことに対する悔しさと申し訳なさでいっぱいになり、悔し涙を流したことを覚えています。もっと時間をかけて勉強すべきだった、準備をすればよかったと強く感じた瞬間でした。課題は残りましたが、後はこれまでの頑張りを認め、気持ちを切り替え、明るく楽しく過ごすように心がけました。



採用試験を受けるにあたって、2つのステップで対策をしてきました。まず、1次の筆記試験対策です。昨年度の9月から教職勉強会に参加させていただき、無知であった教育法規などあらゆる教育問題について学ぶことができました。勉強会では基礎的な知識だけでなく、教育に関連することをすべて即座に教えてくださいました。そのおかげで、昨年までは取り扱われていなかった事柄や、変更・追加された法規等にすばやく対応することができます。勉強会に欠かさず参加し、予習復習を行い先生からいただく資料を網羅すればきっと大丈夫です！次に面接・模擬授業対策です。1次試験直後から対策の場を設けてくださいました。山本先生をはじめ、仲間とともに、時間のある時はいつも練習をしました。なかなか人前で声を出せなかった私も、回を重ねるごとに慣れることができ、当日も練習のように受け答えできました。時にはうまくいかず嫌になったり、逃げ出したくなったりすることもありましたが、同じ志を持つ仲間が頑張っている姿を目にし、やり抜くことができました。また、自分が生徒の前に立っている姿を想像し、絶対に諦めないという気持ちも私のモチベーションにもなりました。

1人でやり遂げることは何事も困難です。先生方だけでなく多くの仲間がいます。身近な人を時には頼りながら試験に挑んでほしいです。周りと比べて焦ることもありますが、“自分のペースでどれだけ頑張れるか”がカギになってくると思います。

【神奈川県中学校英語：楠 恵弥さん】

昨年の4月から勉強を始めたのと、バイトが休めず試験直前もバイトをしていたり、全く時間がない中で工夫して勉強しようと考えました。教育法規は、時間をかけてでも絶対に答えられるようにしました。そのため教職教養が全て終わったのが5月の下旬、6月から教育実習をしながら、遊び、息抜きの気持ちで一般教養をして、7月から教育心理学、教育史を勉強しました。1から始めるのは効率が悪いと思ったので、東京アカデミーや過去問を解きながら、そこで出た問題は絶対に忘れないようにしようと思っていました。



試験はできるだけ多くと4道県を受験しましたが、その間、移動なので勉強する時間がとりにくく、もっと考えれば良かったとも思いました。体力的には私は全く問題ないのですが、普通は体力的にきついと思うので、日程は自分のことを考えながら決めるべきだなと思っています。4月から一生懸命頑張るので、共に頑張りましょう。